

事例3（徳島県）

○ 幼稚園は農村地域にあり、保護者の多くが農業に従事している。家の周りには田畑が多く、水路がはりめぐされているので、幼児のみで遊ばせるのは危険もある。保護者の要望により、昭和56年度から預かり保育を実施している。

1 預かり保育の実施日・時間等について

- 月～土
教育課程に係る教育時間終了後～17:30
- 長期休業期間中
9:00～17:30

2 保育担当者の体制について

- 臨時幼稚園教員（幼稚園教諭免許保有者）として、他の職員と同様に採用し、1名から2名を預かり保育担当者として配置。

3 保育内容等について

- 自然に恵まれた園庭での活動を多く取り入れる。
- おやつ作りや散歩など、よく家庭で経験する内容を積極的に取り入れる。

事例4（岩手県）

- 幼稚園は新興住宅地にあり、核家族の家庭が多い。母親が安心して仕事や社会活動に参加しやすくなるよう、子育て支援の一環として、平成11年度から預かり保育を実施している。
- また、保護者の病院への通院などの火事の都合でも利用したいとの要望を受け、平成12年度から一時預かりを実施したことによち、預かり保育の希望者が増加している。

1 預かり保育の実施日・時間等について

- 幼稚園における教育日
教育課程に係る教育時間終了後～18:00
- 長期休業期間中
8:30～18:00
- 土曜日・日曜日・8月13～16日・12月28日～1月5日
・3月29日～4月3日・幼稚園長が指定する日には実施しない。

2 保育担当者の体制について

- 預かり保育専任担当者 1名
- 通常の教育課程に係る教育時間の教諭 1名
- 預かり保育の人数が15人以上となった場合は、非常勤職員を補助者として対応する。

3 保育内容等について

- 園庭などでの好きな遊び、集団遊び、テレビ・ビデオ視聴、絵本、本の読み聞かせ、動植物の世話や観察、昼寝、基本的な生活習慣の定着、季節感を大切に活動（散歩等）

幼稚園の預かり保育に係る関係規定 幼稚園教育要領(抄)

第1章(総則)

第3 教育課程に係る教育時間の終了後に行う教育活動など

幼稚園は、地域の実態や保護者の要請により教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動について、学校教育法第22条及び第23条並びにこの章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施すること。また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めること

第3章(指導計画作成上の留意事項)

第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

- 1 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮すること。また、以下の点にも留意すること。
 - (1)教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること。その際、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図るようにすること。
 - (2)家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。
 - (3)家庭との緊密な連携を図るようにすること。その際、情報交換の機会を設けたりするなど、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすること。
 - (4)地域の実態や保護者の事情とともに幼児の生活リズムを踏まえつつ、例えば実施日数や時間などについて、弾力的な運用に配慮すること。
 - (5)適切な指導体制を整備した上で、幼稚園の教師の責任と指導の下に行うようにすること。